

## 稻沢市中小企業振興基本条例検討会議の運営について

### 1 会議の原則

各委員は、会議に臨むに当たって、次の事項を基本原則とする。

#### (1) 自由な発言

自由な発言を最大限に尊重する。

#### (2) 批判中傷の禁止

特定の個人や団体の批判中傷を行わない。

### 2 発言の公平性

委員長は、委員の発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。

### 3 会議の記録

(1) 事務局は、会議の記録（概要）を作成し、市のホームページで公開する。

(2) 委員の自由な発言を担保するため、会議録には発言者の氏名を明示しないものとする。

### 4 会議の公開

(1) 会議は、原則公開とする。ただし、委員の自由な発言を阻害するおそれがある等、会議の円滑な進行上必要と認められる場合は、非公開とする。

(2) 会議の傍聴者の定員は、原則10人とする。

(3) 傍聴者の決定は当日受付の先着順とする。

(4) 傍聴者の守るべき事項は、次のとおりとする。

ア 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

- イ 会議の会場において、発言しないこと。
  - ウ 会議の会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
  - エ 会議の会場において、職員の許可を得ずに撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
  - オ アからエまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 傍聴者が前号に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わない場合は退場を命じることができる。